

広げよう 感動。伝えよう 感謝。

2016 希望郷 いわて国体

2016 希望郷 いわて大会

希望郷いわて大会

- 第 16 回 全国障害者スポーツ大会 -

2016 希望郷 いわて国体

2016 希望郷 いわて大会

希望郷いわて大会

- 第 16 回 全国障害者スポーツ大会 -

広報おうしゅう7月号でもお知らせしましたが、2016（平成 28）年、本県を会場として「希望郷いわて国体」が開催され、本市でも7競技で熱戦が繰り広げられます。国体終了後には「希望郷いわて大会」も本県を会場に開催されます。本市は、同大会の卓球競技の会場地となりました。ここでは、同大会について紹介します。■問い合わせ＝本庁国体推進室（江刺総合支所・内線 351、352）

■希望郷いわて大会とは

希望郷いわて国体と希望郷いわて大会。それぞれ独立した大会です。

希望郷いわて大会とは「第 16 回全国障害者スポーツ大会」の愛称。全国障害者スポーツ大会は、各都道府県持ち回りで国体終了後に国体の開催県で行われる、障害者スポーツの全国的な祭典です。障がいのある選手が、競技などを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的としています。

■本市は「卓球競技」の会場地

本市では、市総合体育館（Zアリーナ）で卓球競技が行われます。身体障がいがある選手と知的障がいがある選手が出場する一般ルールとほぼ同じ卓球競技のほか「サウンドテーブルテニス」が行われます。

この競技は、視覚障がいのある選手の競技で、卓球台のネットの下を金属球の入ったボールを転がし、転がる音を頼りにラバーが貼っていないラケットで打ち合います。障がいによるハンディを調節するため、試合中、選手はアイマスクを着用。音だけを頼りにするため、集中力が必要です。

【サウンドテーブルテニスの様子】



両大会の会期決定！

★希望郷いわて国体★

2016 年 10 月 1 日（土）～11 日（火）

★希望郷いわて大会★

2016 年 10 月 22 日（土）～24 日（月）

※競技ごとの会期は今後正式発表されますので、実行委員会ホームページなどでお知らせします。

準備委員会から実行委員会へ組織変更

第 71 回国民体育大会奥州市準備委員会は 10 月 28 日、第 3 回総会において「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会奥州市実行委員会」へ組織変更しました。同会は今後、これまでの協議を継承し、開催に向けた本格的な準備を進めていくことにしています。

この組織変更に伴い、ホームページを開設しました。両大会の競技種目や協賛などについて掲載されています。今後、両大会開催に向けた情報提供を積極的に行っていきます。市公式サイトトップページ左下にあるバナーから見るができますので、ぜひご覧ください。



開設した実行委員会ホームページ

■HPアドレス <http://www.city.oshu.iwate.jp/htm/kokutai/>

※市公式サイトバナーからもアクセス可能

※「奥州市 国体」で検索！

奥州市 国体

検索



実行委員会第 1 回総会の様子

11 月は「ねんきん月間」

国民年金保険料「追納」の利用を――

国民年金保険料の免除期間や
納付猶予期間がある方へ

国民年金は、20 歳から 60 歳に到達するまでの 40 年間、国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。年金の免除を受けたり、若年者納付猶予を受けるなどの期間がある場合は、年金受け取り額が少なくなります。ただし、「追納」という制度により、将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。

10 年以内であれば 遡って追納ができます

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比較すると、老齢基礎年金（65 歳から受けることができる年金）の受け取り額は少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10 年以内であれば、免除などのあった期間分の保険料を遡って古い月分から納付できる「追納」制度があります。ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して 3 年度

目以降に追納すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せになります。

追納制度の注意点

◇一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納できません

◇「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して決めるか本人が選択可

◇「若年者納付猶予・学生納付特例期間」および「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分からの納付

◇「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分からの納付

★追納についての申し込み・相談は一関年金事務所までお問い合わせください

国民年金に関する問い合わせ先

基礎年金番号が分かるものをご用意のうえ、お問い合わせください。

■国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）

☎ 0570-011-050

050 または、070 から始まる電話でかける場合は

☎ 03-6731-2015

<受付時間>

月曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時

火～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

第 2 土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からかけると、全国どこでも市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話など）からかけると、通常の通話料金となります

※「03-6731-2015」の電話番号にかけると、通常の通話料金となります

■一関年金事務所 ☎ 0191-23-4246

※受付時間は国民年金保険料専用ダイヤルと同様です

国民年金は、老後の生活保障のほか、病気やけがで障がいが残った場合などに、あなたや家族を守ってくれる年金です。国民年金制度を理解して、みんなが安心して生活できる社会をつくりましょう。

～担当者から～



市民課国民年金係
高橋 克典 係長